

平成 30 年 9 月

各 位

神奈川県行政書士会

新刊書 『**高齢者の財産管理 モデル契約書式集**
—ホームロイヤー契約・家族信託・死後事務委任等—』

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび標記新刊図書が新日本法規出版株式会社より発行されました。

本書は…

高齢者の財産の「調査」や「管理」のほか、「見守り」などに対応できる契約書の条項例を示し、その目的や効果が解説されたものです。

契約の締結や履行、変更の際に必要となる文書のモデル例が豊富に掲載されています。

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、その他の図書と併せてご案内いたしますので、ご希望の向きは別添カタログ参照の上、下記要領にてお申込みください。

敬 白

記

1. 書名および価格

新刊書 〈単行本〉

高齢者の財産管理 モデル契約書式集

—ホームロイヤー契約・家族信託・死後事務委任等—

定価 5,508円(税込) のところ 特価 4,957円(税込) 送料450円

新刊書 〈単行本〉

死 因 贈 与 の 法 律 と 実 務

定価 4,212円(税込) のところ 特価 3,790円(税込) 送料450円

新刊書 〈単行本〉

(三訂版) 農 地 法 の 実 務 解 説

定価 5,400円(税込) のところ 特価 4,860円(税込) 送料450円

※ 2 書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

2. 申 込 方 法

裏面の FAX 申込書 (03-3235-7369) にてお申込みください。

3. 納 品 お よ び

代金支払い方法

発行所より直接納品されます。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

※この案内に要した諸費用はすべて発行所の負担です。

(発行所および)
お問い合わせ先)

新日本法規出版株式会社

〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町 2-6

TEL (03) 3269-2169 FAX (03) 3235-7369

(30-87068)

新日本法規出版株式会社 東京支社 営業部
神奈川県行政書士会 申込受付係 行

お申込みはFAXにて

FAX 03-3235-7369

【申込書】

新刊書 (単行本)コード5100027 高齢者の財産管理 モデル契約書式集 -ホームロイヤー契約・家族信託・死後事務委任等-	特価 4,957円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/>	部
新刊書 (単行本)コード5100026 死因贈与の法律と実務	特価 3,790円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/>	部
新刊書 (単行本)コード5100028 〔三訂版〕農地法の実務解説	特価 4,860円 (税込) 送料 450円	<input type="checkbox"/>	部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所負担といたします。

◆上記書籍を代金後払いにて申込みます。

※太線内をご記入ください。

ご購入区分

庁用・社用・個人

職業をご記入下さい。

平成 30 年 月 日

- ご住所

フリガナ

お名前
(名称)

印

TEL < > -

ご担当

FAX < > -

(内線)

※電話番号による登録をおこないますので、必ず市外局番からご記入ください。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただきましたお客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限り使用され、厳重に管理されております。

30-001-87068

掲載内容

総論

第1章 財産状況の把握

- 〔財産の調査〕
〔基本契約書〕
◆財産調査委任契約書
〔契約締結時に作成する文書〕
○代理権目録
○委任状
〔関係文書〕
○結果報告書（財産目録）
○預り証

第2章 ホームロイヤー契約（見守り）

- 〔基本契約書〕
◆ホームロイヤー契約書（見守り）
◆ホームロイヤー契約書（見守り）
※監督機関を置かない場合
〔関係文書〕
○ライフプランノート
○ホームロイヤー契約（見守り）報告書【契約締結・契約完了】
○ホームロイヤー契約（見守り）報告書【預り金 受領・定期・清算】
○金銭出納帳
○業務日誌
○合意解約書

第3章 ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）

- 〔基本契約書〕
◆ホームロイヤー契約書（見守り及び財産管理）
◆ホームロイヤー契約書（見守り及び財産管理）※監督機関を置かない場合
〔契約締結時に作成する文書〕
○代理権目録（包括型）
○代理権目録（詳細型（特に不動産賃貸業の場合））
○同意を要する旨の特約目録
○死後事務目録
〔関係文書〕
○ライフプランノート
○要保護状態に関する意見照会書
○要保護状態に関する通知・報告書
○ホームロイヤー（見守り及び財産管理）報告書【初回】
○ホームロイヤー（見守り及び財産管理）報告書【定期】
○ホームロイヤー（見守り及び財産管理）報告書【終了】
○収支計算書
○個別同意事項に関する届出書

- 個別同意事項に関する結果報告書
○ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）の変更契約書・報告書
○解除に関する事前届出書
○解除通知書
○合意解約書
○金銭出納帳

第4章 ホームロイヤー契約（任意後見）

- 〔基本契約書〕
◆ホームロイヤー契約書（任意後見）
《将来型》
◆ホームロイヤー契約書（見守り・財産管理及び任意後見）《移行型》
〔契約締結時に作成する文書〕
○代理権目録
○同意を要する特約目録
○代理権の共同行使の特約目録
〔関係文書〕
○ライフプランノート
○登記申請書（変更の登記）
○登記申請書（終了の登記）
○任意後見登記事項証明書（監督人選任前）
○任意後見登記事項証明書（監督人選任後）
○任意後見監督人選任申立書
○任意後見監督人の辞任許可申立書
○任意後見監督人の解任申立書
○審判前の保全処分申立書
○任意後見人の解任申立書
○審判前の保全処分申立書
○任意後見契約の解除についての許可の審判申立書
○解除通知書

第5章 家族信託契約

- 〔基本契約書〕
◆家族信託契約書
〔契約締結時に作成する文書〕
○信託財産目録
〔関係文書〕
（家族信託契約期間中に作成する文書）
○預金出納帳
○現金出納帳
○信託財産目録
○収支計算書
○信託事務報告書
（家族信託契約終了時に作成する文書）
○最終計算書 兼 清算に関する承諾書
○信託帳簿等の作成保存カレンダー

第6章 死後事務委任契約

- 〔基本契約書〕
◆死後事務委任契約書

〔関係文書〕

- 遺言公正証書の中に死後事務に関する条項を入れる場合①
○遺言公正証書の中に死後事務に関する条項を入れる場合②

第7章 成年後見の申立て

- 〔申立書〕
◆後見・保佐・補助開始申立書
〔申立時に作成する文書〕
○申立事情説明書
○親族関係図
○後見人等候補者事情説明書
○財産目録
○収支状況報告書
〔関係文書〕
〔初回報告〕
○財産目録（初回報告用）
○年間収支予定表
〔定期報告〕
○後見等事務報告書
○財産目録（定期報告用）
○監督事務報告書（監督人の場合）
○居住用不動産処分の許可の申立て
○特別代理人選任の申立て
○臨時保佐人・臨時補助人の選任の申立て
○報酬付与の申立て
○報酬付与申立事情説明書
○成年後見人等の辞任・選任の申立て
○後見開始等の審判の取消しの申立て
○代理権付与の申立て
○成年後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立て
○成年後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消し・変更の申立て
○成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立て
○引継書
〔付録〕ライフプランノート
○基礎情報に関するライフプランノート
○財産管理に関するライフプランノート
○生活支援、リビングウィル、死後の事務等に関するライフプランノート
○遺言に関するライフプランノート
○親なき後の財産管理等に関するライフプランノート

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

適切かつ安全な財産管理をサポート！

高齢者の財産管理 モデル契約書式集

—ホームロイヤー契約・家族信託・死後事務委任等—

編集

第二東京弁護士会
高齢者・障がい者総合支援センター 運営委員会

- ◆高齢者の財産の「調査」や「管理」のほか、「見守り」などに対応できる契約書の条項例を示し、その目的や効果を解説しています。
- ◆契約の締結や履行、変更の際に必要となる文書のモデル例を豊富に掲載しています。
- ◆高齢者の財産管理の実務に精通した執筆陣が、確かな知識と経験を交えて執筆・編集しています。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



B5判・総頁366頁
本体価格5,100円+税 送料実費



内容見本 〔B5判縮小〕

○信託事務報告書

信託事務報告書

信託の期間 自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日

不動産の取得売却に係る特記事項

不動産	日付
不動産の取得	なし
不動産の売却	なし

不動産の賃貸借に係る特記事項

賃借人	開始
〇〇〇〇	信託開始日前
〇〇〇〇	平成30年2月20日

不動産の賃料の改定等に係る特記事項

不動産	日付
不動産1	なし
不動産2	なし

不動産の管理に係る特記事項

不動産	日付
不動産1	平成29年3月20日
不動産2	平成29年4月20日

その他大口収入（財産増加）・支払（財産減少）

収入（財産増加）	
内容	金額
なし	

◆死後事務委任契約書（アウトライン）

死後事務委任契約書

委任者〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び受任者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり契約を締結する。

- 第1条（契約の趣旨）
- 第2条（委任者の死亡による本契約の効力）
- 第3条（委任事務の範囲）
- [第4条（委任事務の詳細）]
- 第5条（預託金の授受）
- 第6条（費用の負担）
- 第7条（報酬）
- 第8条（契約の変更）
- 第9条（委任者からの解除）
- 第10条（受任者からの解除）
- 第11条（契約の終了）
- 第12条（預託金等の清算）
- 第13条（報告義務）
- 第14条（守秘義務）

平成〇年〇月〇日

委任者（甲）
住所
氏名
受任者（乙）
住所
氏名

（注）第4条は、第3条との関係により適宜掲載します。

条項例

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、甲の死亡後における事務を委任し、乙はこれを受任する。

契約の趣旨には、この契約が死後事務の委任契約であることを明記します。

第2条（委任者の死亡による本契約の効力）

甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

前掲の最高裁判平成4年9月22日判決（金法1358・55）及び差戻審である高松高裁判平成5年6月8日判決（平4（ネ）339）においても示されたとおり、委任者の死亡によっても委任契約を終了させない旨の合意、そして委任者の相続人の契約解除（民法651条1項による解除）によっては同委任契約が終了しない旨の合意は有効ですので、当該合意をしたことを記載することが重要となります。

なお、後者の合意については、本条では「本契約上の権利義務を承継する」としか定めていませんので、その具体的内容を別途定める必要があります（第9条参照）。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）

死後事務委任契約によって委任する事務の範囲を定めます。ここに定める内容が契約の中核となりますので、委任者と受任者がよく協議をした上で、内容を定める必要があります。なお、死後事務を処理するためには費用がかかることが予想されますので、本条項例7号のように、この費用の支払事務も委任しておくべきでしょう。

項目を定めるだけで処理すべき事務の内容がある程度明確になるもの（本条項例3号など）もあれば、項目だけでは処理すべき事務の内容が明確にならないもの（本条項例1号など）、さらには委任者が具体的な処理方法の希望を有するものもあります。特に後二者については、別途、その詳細を定める必要があります（第4条参照）。

【その他の委任事務の範囲の例】

- ・墓石建立に関する事務
- ・公共サービス等の名義変更、解約、清算に関する事務
- ・家賃、地代、管理費等の支払事務及び敷金、保証金等の受領事務
- ・賃借する家屋の明渡しに関する事務
- ・相続財産管理人の選任の申立てに関する事務
- ・ペットの施設入所手続に関する事務
- ・ソーシャル・ネットワーク・サービスのアカウント（以下「SNSアカウント」という。）の処分に関する事務

委任者の希望に応じて、委任事務の範囲の定め方は多種多様なものが考えられます。

希望する施設にペットを入所させることや、SNSのアカウントの閉鎖などの事務については、近時その重要性が増しているように思われます。

【第4条（委任事務の詳細）】

第3条に定めた事項のうち、さらに詳細に事務処理の方法を定め記の例のように、これを明記する必要があります。

【通夜、告別式の方法等を定める場合】

（通夜、告別式）

2 前項に要する費用は、金〇万円を上限とする。

通夜、告別式について依頼したい寺が決まっている場合には、これを指定します。同じ名称の寺が複数存在する場合もあるので、所在地や連絡先について明記しておくことが望ましいです。

また、後日相続人等と争いが生じることを避けるためにも、合理的な範囲で費用の上限金額を定めておくとうよいでしょう。

なお、納骨や埋葬、永代供養についても、依頼したいお寺が決まっている場合には同様の定めになります。

【親族等関係者への連絡方法等を定める場合】

（親族等関係者への連絡）
第3条第〇号の連絡は、甲が死亡した場合に、甲があらかじめ指定する者に速やかに連絡するものとする。

亡くなった事実を連絡してほしい先がある場合には、これを指定します。あらかじめ決まっている場合には氏名（名称）、住所（所在地）、連絡先を明記し

【SNSアカウントの削除について定める場合】

- （SNSアカウントの削除）
- 1 第3条第〇号のSNSアカウントの処分は、甲が登録しているSNSアカウントについて、乙がこれを削除するものとする。
 - 2 前項のSNSアカウントの削除のために必要となるログインID、パスワード等の各種情報について、甲は、乙に対し、あらかじめこれらの内容を教示する。
 - 3 前項の教示のないSNSアカウント及び教示された情報によっては削除できないSNSアカウントについては、乙はこれらを削除する義務を負わない。

死後に自らのSNSアカウントを削除したい場合、削除事務を委任することになります。もっともSNSアカウントは、ログインID、パスワード、アカウント作成時に登録したメールアドレス、電話番号などの各種情報を入力しないと変更・削除等ができないようになっています。したがって、委任者は、受任者に対して、生前にこれらの情報を正確に伝えておかなければなりません。

なお、死後事務委任契約として委任している以上、委任者の意思としては、受任者に対して、委任者の生前にはSNSアカウントへのアクセスを禁じていると解するのが合理的ですので、受任者はこの点に注意する必要があります。

第5条（預託金の授受）

- 1 甲は、乙に対し、本契約締結時に、本件死後事務を処理するために必要な費用及び乙の報酬に充てるために、金〇万円を預託する。
- 2 乙は、甲に対し、前項の預託金（以下「預託金」という。）について保管方法を記載した預り証を発行する。
- 3 預託金には利息を付さないものとする。

死後事務の処理のために必要となる費用や受任者の報酬を賄うため、契約の段階で前もって預託金を差し入れておくことが考えられます。この場合、預託金の授受と保

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
札幌支社 〒060-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西新宿2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡府中央区大手門3丁目3番13号
(2018.8)51000271

掲載内容

第1章 はじめに

- 第1 死因贈与の二面性
- 第2 遺言の問題点
- 第3 死因贈与の利点
- 第4 死因贈与契約の現代的利用

第2章 死因贈与とは～死因贈与の活用法～

- 第1 死因贈与とは
 - 1 死因贈与の定義(概説)
 - 2 死因贈与と遺言の違い(概説)
 - 3 死因贈与のメリット・デメリット(概説)
- 第2 死因贈与の活用法
 - 1 死因贈与を使う具体例
 - 2 公正証書で作成するべきか
- 第3 死因贈与契約の例文
 - 1 基本的な死因贈与契約の場合
 - 2 複数の者に対して、財産を換価した上包括的死因贈与を行う場合
 - 3 仮登記を行う死因贈与契約の場合
 - 4 負担付死因贈与契約の場合
 - 5 負担付死因贈与契約(相続人である子の配偶者に介護を依頼する場合)
 - 6 未成年者への死因贈与契約の場合
 - 7 夫婦財産契約における死因贈与契約の場合
 - 8 パートナーシップ合意契約における死因贈与契約の場合

第3章 死因贈与の法律

- 第1 死因贈与の成立
 - 1 死因贈与の定義
 - 2 死因贈与の成立要件
 - 3 死因贈与における意思能力
 - 4 遺言能力に関する規定
 - 5 方式に関する規定
 - 6 負担付死因贈与
 - 7 包括的死因贈与
 - 8 未成年者との死因贈与における注意点
- 第2 死因贈与の効力
 - 1 死因贈与の効力
 - 2 負担付死因贈与の効力
 - 3 包括的死因贈与の効力
- 第3 死因贈与の撤回
 - 1 死因贈与の撤回に関する理論
 - 2 死因贈与の撤回に関する判例の考え方(最高裁判例)
 - 3 下級審の撤回否定説の判例
 - 4 下級審の撤回肯定説の判例
 - 5 判例に基づく死因贈与の撤回に関する考察
 - 6 判例に基づく負担付死因贈与の撤回に関する考察
 - 7 民法1026条の死因贈与への準用の有無

- 第4 贈与者死亡後の死因贈与の撤回
 - 1 贈与者死亡後の死因贈与の撤回の理論
 - 2 贈与者死亡後の死因贈与の撤回を認めた判例
 - 3 贈与者死亡後の死因贈与の撤回を否定した判例
 - 4 民法550条の書面に関する最高裁判例
 - 5 民法550条の贈与の書面に関する判例の考察
- 第5 負担付死因贈与の解除・取消し
 - 1 負担付死因贈与
 - 2 負担付死因贈与の解除
 - 3 負担付死因贈与の解除に関する判例
 - 4 負担付死因贈与の取消し
- 第6 その他の論点
 - 1 死因贈与の執行者について
 - 2 死因贈与と遺産分割との関係
 - 3 死因贈与と預金の譲渡禁止特約との関係

第4章 無効な遺言の死因贈与への転換

- 第1 無効行為の転換の理論
- 第2 裁判例の検討
 - 1 死因贈与への転換が認められた判例
 - 2 死因贈与への転換を否定した判例
 - 3 無効な遺言が死因贈与と認められるポイント

第5章 死因贈与と登記

- 第1 死因贈与と登記
- 第2 登記の法的効力
 - 1 登記の法的効力
 - 2 死因贈与と対抗関係
 - 3 包括的死因贈与と対抗関係
 - 4 限定承認における相続債権者との優劣
- 第3 仮登記手続
 - 1 死因贈与に基づく仮登記の根拠
 - 2 共同申請の場合
 - 3 単独申請の場合
- 第4 所有権移転本登記
 - 1 所有権移転本登記
 - 2 執行者の指定がない場合
 - 3 執行者の指定がある場合
- 第5 所有権移転登記
 - 1 所有権移転登記
 - 2 執行者の指定がない場合
 - 3 執行者の指定がある場合

第6章 死因贈与と税務

- 第1 死因贈与と税務
- 第2 相続税
 - 1 相続税
 - 2 相続税の概要
- 第3 贈与税
 - 1 贈与税
 - 2 贈与税のデメリット

死因贈与の法律と実務

- 第4 不動産取得税
 - 1 不動産取得税
 - 2 納税義務者
 - 3 税率
 - 4 税額の計算方法
 - 5 申告及び納付
- 第5 登録免許税
 - 1 登録免許税
 - 2 納税義務者
 - 3 納税地
 - 4 税率
 - 5 税額の計算方法
 - 6 納付方法
- 第6 裁判例

第7章 死因贈与と他の制度との比較

- 第1 死因贈与以外の選択肢
- 第2 生前贈与との比較
- 第3 遺言(遺贈)との比較
- 第4 遺言代用信託との比較
- 第5 死後事務委任契約との比較
- 第6 死後事務委任契約についての判例

第8章 事業承継と死因贈与

- 第1 事業承継
- 第2 事業承継対策の必要性
 - 1 株式の相続
 - 2 遺産分割までの株主権の行使
 - 3 遺産分割における株式の取扱い
 - 4 事業承継対策の必要性
- 第3 事業承継の種類
- 第4 事業承継における死因贈与の特徴
- 第5 事業承継に関連する死因贈与契約の例
- 第6 経営承継円滑化法の遺留分の民法特例の合意
 - 1 除外合意
 - 2 固定合意

第9章 死因贈与契約の展望～新たな相続契約としての位置付け～

- 第1 相続と契約
- 第2 ドイツ民法
 - 1 相続契約制度
 - 2 相続契約の定義・内容・効力
- 第3 フランス民法
 - 1 恵与分割
 - 2 贈与分割
- 第4 我が国の民法による相続
 - 1 ドイツ民法との対比
 - 2 フランス民法との対比
- 第5 これからの死因贈与契約の展望

索引

判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

相続問題解決の新たな視点が得られる1冊!

死因贈与の法律と実務

編集 本橋総合法律事務所



◆ 死因贈与を相続対策におけるツールとして活用する方法を、契約書の文例を交えて解説しています。

◆ 死因贈与に関する法務に加え、登記手続から税務計算に至るまで、裁判例を交えながら、実務上の様々な問題を取り上げています。

A5判・総頁264頁
本体価格3,900円+税 送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

〈電子版〉本体価格 3,200円+税
eBOOKSTORE
新日本法規 ebook で 検索
http://ebook.e-hoki.com/

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。

iPhone/iPad は AppStore より、Android 端末は Google Play より専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



(スマートフォン対応)

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.8)5100261

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式 Facebook ページ
法律出版社ならではの情報を発信



第2 死因贈与の活用法

1 死因贈与を使う具体例

(1) 遺産を渡すに当たって、受遺者や相続人にその事実を予め知らせておきたい場合

死因贈与では、受贈者の承諾が成立要件となっているため、受贈者は必ず契約時点で、贈与の内容を知ることになる。

ケースにもよるが、事前に死後の財産処分行為を受遺者や相続人に知らせておくことは、相続開始後にトラブルを減らすことに役立つ。例えば、被相続人が相続人に何も知らせずに遺言を遺した場合、相続人としては、期待していた遺産を取得できなかったり、逆に望んでいない遺産を取得するといったことがあり得る。このようなことを避けるためには、被相続人としては、相続人と相談するなどして、事前に死後の財産処分を決めておくことが望ましい。

遺言の場合も、受遺者や相続人に対して、生前から遺言内容を公開したり、知らせたりすることは可能であるが、死因贈与の方が「承諾」が必要であるため、受贈者としてはっきりとした自覚を持ちやすいと

2 死因贈与と遺産分割との関係

(1) 概説

死因贈与の効力が生ずると、死因贈与の目的物は、贈与者＝被相続人の相続財産、すなわち遺産分割の対象財産から除外されることとなる。

死因贈与の受贈者が贈与者の相続人である場合、当該死因贈与の目的物は、遺産分割の対象とはならない。したがって、一人の相続人に対して、全ての財産についての包括的死因贈与がなされた場合、もはや遺産分割の余地は存しない。

他方、死因贈与の目的物以外に、贈与者＝被相続人に財産が残存する場合には、相続人により遺産分割が行われることとなる。

(2) 特別受益該当性

相続人に対して死因贈与がなされた場合、原則として、特別受益(民法903)に該当する。

したがって、死因贈与の目的物以外に遺産が残存しており、遺産分割が行われる場合、死因贈与の目的物については、みなし相続財産として加算する必要が存する。

相続人以外の者に対して死因贈与がなされた場合には、相続人以外

遺贈説が古くからの通説であるのに対し、贈与説は徐々に有力となってきた見解で、現時点ではむしろ多数説となっている。なお、贈与説に立つと、死因贈与のほか生前贈与がある場合の減殺の順位が問題となる。

遺留分減殺の順序についての判例は、①遺贈、②死因贈与、③生前贈与の順で行うとしたものが存する(後記東京高判平12・3・8判時1753・57)。

○東京高裁平成12年3月8日判決(判時1753・57)

<事案の概要>

被相続人Aが死亡し、長男B、長女Y、二女X、三女X、孫Dら(Aの養子であるC(Yの夫)の代襲相続人)が相続した。Aの相続財産は、甲物件(土地と建物、時価約6700万円)、乙物件(借地権と建物、時価約2400万円)、預貯金(約900万円)だった(合計約1億円)。Aは、死亡の約4年前である平成3年5月19日、Yとの間で、乙物件をYに死因贈与する契約を締結し、そのころ、Yのための所有権移転仮登記を済ませた。また、Aは、同月28日付けで遺言をした。その内容は、Bに甲物件を相続させる、X・Xには預貯金を等分で相続させる、などであった。Aの死亡後、X・XがBとYに対し、遺留分減殺請求をし、提訴した。

一審の横浜地方裁判所は、遺留分減殺の順序について、Bに対する遺贈とYに対する死因贈与と同順位として減殺すべきとして、X・Xそれぞれに対し、B及びYに相当分の減殺を命じた。Bは控訴せずYのみが控訴した。

<判旨>

減殺の順序について、一審判決のように解する余地もないわけではないが、他方、死因贈与も、生前贈与と同じく契約締結によって成立するものであるという点では、贈与としての性質を有していることは否定すべくもないのであるから、死因贈与は、遺贈と同様に取り扱うよりはむしろ贈与として取り扱うのが相当であり、ただ民法1033条及び1035条の趣旨に鑑み、通常の生前贈与よりも遺贈に近い贈与として、遺贈に次い

5 負担付死因贈与契約(相続人である子の配偶者に介護を依頼する)の場合

負担付死因贈与契約書

贈与者○○○○(以下「甲」という。)と受贈者○○○○(以下「乙」という。)とは、次のとおり死因贈与契約を締結した。

第1条(贈与の合意)

甲は、乙に対し、甲の死亡を始期として、別紙記載の財産を贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

第2条(乙の負担)

乙は、前条の贈与を受けるために、本契約成立後、甲が死亡するまで、同人と同居し、介護することを承諾する。

第3条(解除)

乙が前条の負担を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

第4条(死因贈与執行者)

1 甲は、以下の者を死因贈与執行者に指定する。
住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番地
氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和○年○月○日

(4) 相続放棄との関係

相続人が被相続人から死因贈与を受けた場合に、被相続人の死亡後に相続人が相続を放棄すると、死因贈与の効力に影響が生ずるかという問題がある。

ア 具体例1:贈与者兼被相続人が多額の債務を抱えていて、贈与者の相続人が配偶者と子一人であるというケースで、被相続人の生前に配偶者との間で特定の積極財産(例えば自宅の土地建物)についてのみ死因贈与する旨の契約を締結した場合に、被相続人の死亡後に、配偶者と子が共に相続の放棄(民法938以下)をする一方で、死因贈与を受けた配偶者(相続人兼死因贈与受贈者)が死因贈与により相続債務を負担することなく特定の積極財産(自宅の土地建物)のみを取得することができるのであろうか。

こうしたケースについて、遺贈に関するものであるが、二宮周平「家族法」399頁(新世社、第3版、2019)は、「相続債務が多い場合などに、相続人であり、かつ特定遺贈の受贈者でもある者は、相続については放棄して債務を逃れ、遺贈については受贈者として相続人の財産を取得するといった選択も可能であり、これを防ぐ手段はない(相続債権者が遺贈を詐害行為として取り消す可能性は残されているし、私見によればこうした場合の相続放棄自体を詐害行為として取り消すことができる。)」と述べている。

死因贈与について明確に論じられたものは見当たらないが、二宮の述べる遺贈の場合のことは死因贈与の場合にも当てはまること、死因贈与は放棄できないと解されており(民法986の準用の否定)(第2の1(3)参照)、相続の放棄が死因贈与の放棄をも含むと解する余地はないこ

で、生前贈与より先に減殺の対象とすべきものと解するのが相当である。そして、特定の遺産を特定の相続人に相続させる遺言(以下「相続させる遺言」という。)による相続は、右の関係では遺贈と同様に解するのが相当であるから、本件においては、まずBに対する相続させる遺言による相続が減殺の対象となるべきものであり、それによってXらの遺留分が回復されない場合に初めて、Yに対する死因贈与が減殺の対象になる、と判示し、結論として、相続させる遺言により遺留分全額が回復することができるとして、原判決を取り消し、Yに対する請求を棄却した。

<解 説>

この問題に関する公開された先例は見当たらず、本判決が最初のものなのである。ただし、前記1(1)の東京家裁昭和47年7月28日審判が、傍論ではあるが、「民法1033条が「贈与」よりも「遺贈」を先に減殺すべきものとしたのも、遺贈が遺留分権利者を害すべき最後のもの——その遺言が何年前になされたものであろうと——である点において生前贈与と区別されるべきと考えたからであり、この点で同条にいわゆる「贈与」が死因贈与をふくむと考えることは同条の規定の決定的な根拠を見失

★農地法、民法、行政法等の改正や
新たな裁判例を盛り込んだ最新版！

農地法の実務解説 (三訂版)

著 宮崎 直己 (弁護士)



農地法実務の 徹底攻略マニュアル

- ◆ 設問スタイルによるわかりやすい解説！
- ◆ 検索に便利な索引を登載！



A5判・総頁474頁
本体価格 5,000円+税
送料実費

webショップ

新日本法規 Web で 検索

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

0120-089-339

受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2018.7) 51000281



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

農地法の実務解説〔三訂版〕

掲載内容

第一 総論

- 農地法のあらまし
- 農地の定義
- 農地所有適格法人
- 農業委員会

第二 耕作目的の農地の権利移動

- 三条許可申請の手続
- 三条許可の性質・効力
- 三条許可を要する場合〈その一〉
- 三条許可を要する場合〈その二〉
- 三条許可を要しない場合〈その一〉
- 三条許可を要しない場合〈その二〉
- 三条許可基準〈その一〉
- 三条許可基準〈その二〉
- 三条三項許可基準
- 三条許可の取消し
- 三条適用除外
- 三条許可前に買主に引き渡した農地の返還請求
- 農地の贈与
- 農地の転売
- 買受適格証明
- 農地の仮登記

第三 農地の転用

- 転用許可申請の手続
- 転用許可申請関係の様式
- 農地転用許可基準
- 転用許可と都市計画法との関係
- 転用許可と農振法との関係
- 農用地利用計画をめぐる判例
- 市街化区域内の農地転用
- 転用許可の性質・効力
- 五条許可の要否
- 売買目的農地の非農地化
- 許可申請手続協力請求権と農地の非農地化
- 許可申請手続協力請求権と農地の二重譲渡
- 転用事業計画変更申請
- 共有農地の転用
- 違反転用に対する処分
- 非農地証明

内容見本 (A5判縮小)

179 第3 [25] 転用許可と農振法との関係

25 転用許可と農振法との関係

問

私(A)の所有している畑は、農業振興地域の農用地区域の中にあります。その用途区分は農用地とされています。私は、現に耕作中の畑の一部を転用して100平方メートルほどの小規模な温室を作りたいと考えていますが、果たして可能でしょうか。また、転用目的が分家住宅の場合はどうでしょうか。

論点

- 一 農業振興地域の整備に関する法律
 - 二 農用地区域とは
 - 三 農用地区域内での農地転用
- 一 農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」といいます)は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農

第四 農地の賃貸借

- 一八条許可申請の手続
- 一八条許可基準
- 農地の明渡訴訟

第五 その他

- 農地中間管理事業法
- 農業経営基盤強化促進法
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律・生産緑地法
- 行政不服申立て

附録

- 農地法(抄)(昭和二十七年法律第三二九号)

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

343 第5 [40] 農地中間管理事業法

40 農地中間管理事業法

問

私(A)は、農地中間管理機構の方から、「余っている農地を中間管理機構に貸してもらえませんか」と言われています。正式に返事をする前に、農地中間管理機構についてその概要を知っておきたいので、説明してもらえませんか。

論点

- 一 農地中間管理機構とは
- 二 農地中間管理事業の仕組み

- 一 農地中間管理機構とは

- 1 農地中間管理事業について

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「農地中間管理事業法」といいます)は、その

